

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年9月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800050号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1800016号

第1 結論

昭和59年3月から昭和61年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年3月から昭和61年1月まで

私は、昭和59年3月に会社を退職した後に、国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料をA市役所から届いた納付書により、3か月から4か月を1期として数回に分けて、同市役所の窓口で直接現金で納付した。請求期間の国民年金の記録が空白となっているのは納得できないので、調査の上、請求期間を保険料納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和59年3月に会社を退職した後に、国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料をA市役所から届いた納付書により、数回に分けて、同市役所の窓口で納付したと主張しているが、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続について、具体的な時期、場所及び手続方法を覚えておらず、請求者の国民年金の加入状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」は、「平成4年3月1日」と記載されている上、当該日付はオンライン記録とも一致しており、同日前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できることから、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、A市は、同市に居住していた国民年金の被保険者に係る「国民年金保険料納付状況調べ(昭和58年度全期分から昭和60年度全期分まで)」を保管しているが、請求者に係る資料はないと回答している。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者が20歳になる前の昭和53年3月からB市に転居した平成9年6月まで同一市内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号

が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。